

契約書には記名・捺印する契約印の他に、契印（割印）、訂正印、捨印があるが、これは契約印として利用した印を使って押印することとなる。

**!** 捨印については、捨印を押印しておくで予期しなかった重要な事項が相手方によって勝手に追加・訂正される可能性があるため厳に慎むべきである。

### ●契印

契約書が複数枚の文書をひとつの文書であることを証明するために押す印

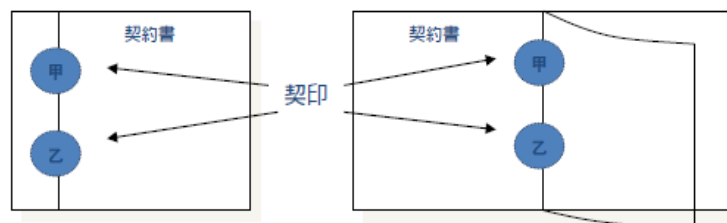
※ 勝手に差替えてできないようにするためにも重要

・袋とじの場合

表表紙・裏表紙の袋とじの部分に契印を押印

・ホッチキスで綴じておくだけの場合

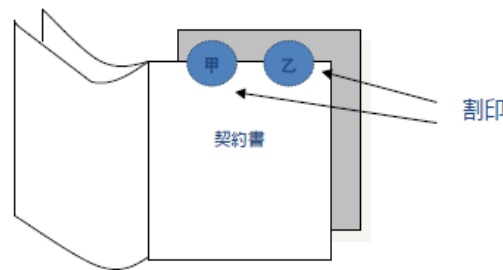
各ページの間にも契印を押印



### ●割印

・同じ契約書を2つ以上作成したときに、同一のものであることを証明するために押す印

・各文書を重ね合わせて押印



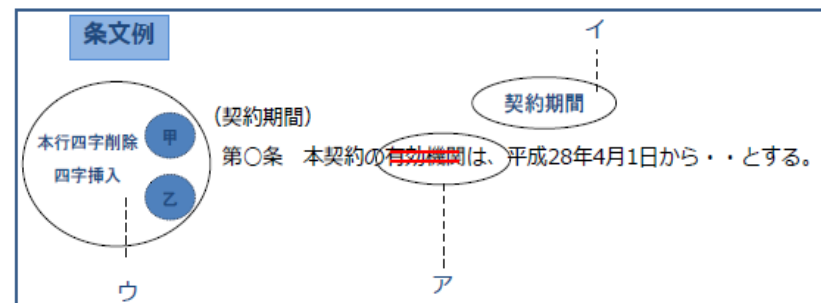
### ●訂正印

誤字など訂正範囲が小さく重要でない部分の訂正のために押す印

・訂正したい語句を二重線を引き無効にする（無効部分）

・正しい語句を、無効部分のそばの余白に記入する

・訂正した語句のそばの余白に「本行〇字削除・〇字挿入」を記入、契印を押印



ア.契約金額などの重要な部分の訂正は、後日の紛争となる可能性があるため、訂正ではなく契約書そのものを作成し直すか、契約締結後の訂正であれば、変更契約を締結すること。

イ.「〇字訂正」は混乱する恐れがあるので使用を避けること。

ウ.将来の訂正のために、あらかじめ余白に契印を押印（捨印）は、相手方に勝手に契約書を訂正されてしまう危険性があることから避けること。

## 4) 収入印紙・・・第二章第七節「印紙の取扱い」を参照

契約書には契約金額や契約の種類によって、収入印紙を貼る必要が生じたり、収入印紙額が異なったりする。

契約は、当事者の合意によって成立するので、契約書に収入印紙を貼らなかったとしても、その契約の効力には関係なく、契約が無効になることはないが、印紙税の脱税となるので注意が必要となる。